

○富山県クリーニング所における必要な措置を定める条例

平成14年 9 月30日

富山県条例第44号

富山県クリーニング所における必要な措置を定める条例を公布する。

富山県クリーニング所における必要な措置を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定による営業者がクリーニング所において講じなければならない必要な措置について定めるものとする。

(クリーニング所における必要な措置)

第2条 法第3条第3項第6号の規定による営業者がクリーニング所において講じなければならない必要な措置（以下この条において「必要な措置」という。）は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は、居室、台所、便所その他の施設と隔壁等により区画されていること。
- (2) クリーニング所は、換気、採光及び照明が十分行える構造設備を有すること。
- (3) クリーニング所は、受渡場（洗たく物の受取及び引渡し場をいう。）、洗たく場（選別場、洗い場、乾燥場等をいう。）及び仕上場に区分し、洗たく物の処理及び衛生保持に支障を来さない程度の広さ及び構造を有し、それぞれの作業以外の用途に供しないこと。
- (4) クリーニング所には、洗たく物を洗たく又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分しておくための設備又は容器を設け、これらは、ねずみ族、昆虫等によって汚染されない構造とすること。
- (5) クリーニング所には、洗たくに使用する溶剤、洗剤、薬品等を完全に収納し、適正に保管することができる設備を設けること。
- (6) クリーニング所において業務に従事する者（自ら業務に従事する営業者を含む。）に洗たく物を取り扱わせるときは、常に手を清潔に保たせ、清潔な衣服を着用させること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める措置

2 洗たく物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所における必要な措置は、前項の規定にかかわらず、前項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる措置のほか、規則で定

める措置とする。

3 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物（以下この項において「指定洗たく物」という。）を取り扱うクリーニング所における必要な措置は、前2項に定める措置のほか、次のとおりとする。

- (1) 指定洗たく物は、消毒が完了し、又は消毒と同等の効果を有する洗たくが完了するまで、専用の容器等に納め、他の洗たく物と接触することのないように管理すること。
- (2) 指定洗たく物の消毒は、規則で定める方法により行うこと。

附 則

この条例は、平成15年1月1日から施行する。